

令和6年度補正
グローバルサウスとの連携強化に資する共創型技術人材交流事業費
補助金（アフリカ市場活力取り込み支援事業）

公募要領

令和7年3月31日

経済産業省通商政策局中東アフリカ課アフリカ室

EY 新日本有限責任監査法人

1. 本事業の背景と目的

アフリカは豊富な資源と人口増による高い潜在力を抱える地域であるが、日本企業進出の現状を見ると、さらなる市場開拓余地は大きい。日本企業による新興国市場の開拓において、中長期的な戦略や各国・地域の成長度合いを考えれば、アフリカ諸国の開拓の足がかりを作っていく必要がある。また、アフリカへの市場進出を拡大させるには、現地のニーズを的確に捉え、社会課題解決を通じたビジネス展開するための環境を整えることが重要。このため、日本企業がアフリカ企業、第3国企業及び日本企業同士で連携する等の方法を活用しつつ、デジタル等イノベーティブな手段による社会課題解決を通じて、当地の持続可能な成長に取り組む事業の創出を支援することで、アフリカにチャレンジする日系企業の裾野を広げ、日本・アフリカの民間連携を拡大し、日本企業のアフリカ進出及びビジネス展開進展を促進する。

2. 募集内容

本事業では、補助金の供与だけでなく、現地企業や政府とのネットワーク作りといった事業化支援、日本企業の開発途上国展開支援を実施する独立行政法人等との連携を図り、経済産業省など関係機関とともに当法人がサポートします。

下記「重点分野」、「募集対象となるサービス・プロダクト・技術フェーズ」に該当する事業を行う企業で、「応募資格」に合致する邦人企業であれば、どなたでも応募可能です。ただし、1社につき1件の応募のみ可能です。また、過去に本事業に採択された企業であっても、補助事業の内容が異なれば再応募が可能です。複数の日本企業による共同提案として実施することも可能です。ただし、その場合には、当社との関係において、本事業にかかる一切の業務を、責任をもって遂行する代表企業を定めてください。

3. 重点分野

本事業ではアフリカ地域における社会課題をデジタル等イノベーティブな手段による解決に資する事業を幅広い分野で募集します。特に以下の二分野が重点分野となりますが、その他を選択しても公平な審査評価となり、分野選択による選考への影響はありません。

- GX
- DX

4. 募集対象となるサービス・プロダクト・技術フェーズ

本事業はアフリカ地域を対象とした事業化に向けた調査（以下、事業調査）を行うものであることから、検討フェーズ～事業拡大フェーズにおける以下の内容について本事業内で実施することを想定しています。現地調査にて PSF、PMF など検証できるプロダクト・サービスがあると望ましい（プロトタイプでも可）。

■ 検討フェーズ（市場・フィールド調査）

- ・ 市場分析
- ・ 事業アイデア初期調査
- ・ 事業仮説調査
- ・ PSF

■ 事業拡大フェーズ（プロダクト検証～事業検証）

- ・ PMF
- ・ 仮説検証（PoC）
- ・ 事業実施体制構築

- ・ 事業化

5. 交付形態

採択された企業（以下、間接補助事業者）は EY 新日本有限責任監査法人から補助金交付（EY 新日本有限責任監査法人が経済産業省から交付を受けている補助事業における間接補助事業者となります）を受け、補助金交付企業が主体となり事業調査を実施します。

間接補助事業者の事業に関する交付金支払処理は、「補助事業事務処理マニュアル」に準じて行います。間接補助事業者からの委託は可能ですが、委託を実施する場合、以下の条件を厳守することとします。

- ・ 間接補助事業者の委託先が本調査の主業務を担当しない。
- ・ 間接補助事業者は委託先へ根幹業務を委託しない。
- ・ 委託先が補助金額の50%を超えた業務は行わない。

6. 採択件数と補助上限額

(1). 採択件数：10社程度を想定

※ 採択件数は審査により決定します。

(2). 補助上限額（税込）

- ・ 補助率 2/3以内
- ・ 補助額（補助対象経費に補助率をかけた額）の上限 2,000万円（税込）

※ いずれも企業規模は問いません。

※ あくまで、最大補助金額であり、それ以下の金額での申請を妨げるものではありません。数百万円程度の補助金申請であっても、採択基準に照らし評価が高ければ採択します。あくまで、自社の考える事業に最適な金額で申請ください。

※ 補助金上限額は確定検査を以ってお支払額を確定した後、お支払する精算払いとなります。「補助事業事務処理マニュアル」で処理できない項目は採択企業負担となりますので、ご了承ください。

(3). 補助対象経費

経費項目	内容
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会議借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・調査協力等に対する謝金等）
借料及び損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費

印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの。原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの 例) -通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） -翻訳通訳、速記費用 -文献購入費、法定検査、検定料関連費用等
Ⅲ. 委託・外注費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費（請負契約又は委任契約）

7. 事業スケジュール

3月31日（月）～4月28日（月）	質問受付期間
5月1日（木） 12:00（正午）	応募書類提出締め切り
5月9日（金）	書類審査 結果通知（J-グランツ経由）
5月16日（金）	審査会（プレゼン審査）都内会場
5月19日週～確定し次第速やかに通知	補助金交付企業への審査結果通達（J-グランツ経由）
5月中旬～下旬	補助金交付に向けた手続き開始、交付決定通知書
5月中旬～2026年2月中旬	事業調査開始
6月中下旬	国内研修①（都内会場）
時期未定	現地スケジュール、各種研修
2月中旬	事業調査結果報告会
2月下旬	事業終了、補助金交付に係る精算処理

※ 上記のスケジュールは変更になる可能性があります。

※ 現地スケジュールとは事務局が企画するアフリカ地域で実施する現地研修を指します。

8. 実施内容

間接補助事業者は 2025年5月下旬～2026年2月下旬にかけて、下記の内容を実施します。

- ・ アフリカ地域を対象として、事業調査を実施します。
- ・ 事業調査を実施するにあたっては業務計画書の作成を行い、対象国の選定・調査項目・分析方法を定めた上で実施します。
- ・ 選定した対象国への現地調査を企画・実施します（現地調査期間および渡航回数については事業調査実施計画に明記ください）。
- ・ 事務局の企画する国内研修及び現地スケジュールには原則参加いただきます。
- ・ 現地スケジュールは間接補助事業者の事業調査状況により詳細決定いたします。詳細は間接補助事業者に対してアナウンスさせていただきます。
- ・ 報告会や経済産業省の企画するイベント等に登壇し、本事業成果を報告します。
- ・ 事業調査実施期間中は事務局と定期的な打ち合わせを実施し、進捗状況等の報告を行います。
- ・ 事業調査の調査報告書を作成します。

- ・ 事業調査実施と併せて確定検査に向けた必要書類を作成・提出します。

9. 応募資格

- (1). アフリカ地域において解決したい現地の社会課題を有し、ビジネス展開・進出するための強い意思があること。
- (2). 日本企業（本邦登記法人）であること。
- (3). 企業の規模は問いません。
- (4). 過去に経済産業省や他の公的機関（JETRO、JICA、中小機構、NEDO 等）の海外展開支援事業において本事業と同様の事業調査を実施した製品・技術・サービスと同一の提案ではないこと。異なる国や地域を対象とした場合や、同一国や地域でも異なる調査内容（例えば、過年度又は別事業にて戦略検討フェーズまで実施済で、本調査では PMF 検証フェーズを行う等）であれば応募可能です。
- (5). 社会課題解決へのアプローチとしてデジタルプロダクト・サービスを有していること（プロトタイプでも可）
- (6). トラクション・販売実績があれば望ましいが基礎開発が完了していれば応募可能です。
- (7). 採択後、選定した国での事業調査が可能であること。
- (8). 事務局の設定した現地スケジュールに原則参加可能であること（詳細は採択企業の顔ぶれを見て決定していきます。現地スケジュールの詳細が決まり次第、アナウンスします）
- (9). 調査結果報告会に出席・報告できること（対面を原則とします）。
- (10). 補助金の確定検査対応が実施できる事務処理能力を有すること。間接補助事業者が委託先の調査進捗や業務管理、契約手続き及びその関係書類の管理・提出を抜け漏れなく実施いただきます。
- (11). 事業の進捗を事務局に共有する等、本事業の趣旨に基づき協力的姿勢で参画できること。
- (12). 経済産業省が求めるフォーラムや国際会議の場に協力的姿勢で参加できること。
- (13). 外国会社に該当しないこと。
- (14). 法令等もしくは公序良俗に反していない、もしくは反するおそれがないこと。
- (15). 会社再生法に係る厚生手続きの申し立てや民事再生法に係る再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (16). 反社会的勢力またはそれに関わるものとの関与がないこと。
- (17). 省庁からの指名停止措置を講じられているものではないこと。

採択後に上記（1）～（17）の応募資格を満たさないことが判明した場合には、補助金交付・支援を停止するなどの対応を取ることがあります。

10. 応募方法

(1). 提出書類

J-グランツ (<https://services.digital.go.jp/jgrants/>) から必要事項を記入し、ご応募ください。応募フォーム以外に PDF5 枚以内（表紙等含む）の提案資料の提出を認めます（任意提出）。

(2). 提出期間

2025 年（令和7年）3月31日（月）から 2025年（令和7年）5月1日（木）12:00（正午）まで

(3). 提出方法

J-グランツにてご応募ください。事務局から応募書類受領後、受信確認のメッセージをJ-グランツ経由にてお送りします。提出後 2 営業日が経過しても連絡がない場合は、恐れ入りますが事務局宛にご連絡ください。締め切り時間は応募が混み合うことも予想されるため、個別対応ができかねる場合がございます。余裕を持った書類提出をお願いいたします。

11. 審査・評価基準

選考については以下の観点で審査します。なお、落選理由を含む選考過程に関する個別の質問には一切お答えいたしかねますので予めご了承ください。

■ 審査項目ポイント

	評価項目	評価ポイント
1	事業調査内容	<ul style="list-style-type: none">・ 事業調査目的が明確か。・ 背景や事業調査の必要性が十分に記載されているか。
2	実施方法・スケジュール	<ul style="list-style-type: none">・ 事業化に向けた計画が十分検討されているか。
3	実施方法等に係る創意工夫	<ul style="list-style-type: none">・ 事業が滞りなく実施できるよう、日程・作業手順等に工夫があるか。・ 課題解決及び目的達成に向けて、適切かつ効果的な実施手法が提案されているか。
4	事業に関連する知見	<ul style="list-style-type: none">・ 対象国・地域・事業領域・市場の概況および課題を把握できているか。・ 政策的意義が高いか（政府間の協力枠組みと整合的か等）。・ 既存の類似事業が存在する場合、本事業での提案内容との差分が明確か。・ 提案内容に関連する相手国または国際的なルール・標準化等の動きを把握し、対応できているか。
5	実施体制	<ul style="list-style-type: none">・ 事業実施に必要な体制が組めているか。・ 事業の実施体制と役割が、実施内容と整合しているか。
6	予算	<ul style="list-style-type: none">・ 事業実施に必要なコストが適切に検討されているか。
7	事務処理能力	<ul style="list-style-type: none">・ 事業実施可能な財政基盤を有しているか。経理処理能力を有しているか。
8	委託・外注	<ul style="list-style-type: none">・ 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、委託・外注を行っていないか。・ 委託・外注費の額の割合が50%を超える場合に、相当な理由が提案書内に記載されているか。

12. 留意事項

- (1). 以下の場合には、審査対象外とさせていただきますのでご了承ください。
 - ・ 応募者が、法令等もしくは公序良俗に違反し、またはそのおそれのある場合
 - ・ 暴力団等反社会的勢力との関係を過去または現在において有している場合
 - ・ 応募内容に不備がある場合
 - ・ 応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他経済産業省及び事務局に対して虚偽の申告を行った場合
- (2). 応募にあたってご提供いただく個人情報を含む応募情報は、経済産業省及び事務局から審査に関わる外部委員や必要な範囲内で共有、利用されます。個人情報を事前の承認なく経済産業省及び事務局以外の第三者に提供することはありません。
- (3). 審査経過・審査結果等に関する問い合わせには応じられません。
- (4). 間接補助事業者として不適切であると経済産業省及び事務局が判断した場合には、支援期間

中であつても辞退していただく場合がありますのでご注意ください。

- (5). 採択された企業は正当な理由がない限り、企業側からの辞退は認めません。
- (6). 本事業の審査及び選定は外部委員の意見を踏まえ、経済産業省及び事務局が決定します。
- (7). 審査、選定及び承認に関して、経済産業省及び事務局が選定された企業の事業計画等について一切の保証を行うものではありません。
- (8). 本事業で発生した知的財産権等は提案代表法人及びプロジェクトメンバーに帰属します。
- (9). 本調査の成果について、事務局が実施する調査結果報告会等での発表や、事務局が作成する成果報告集等への掲載を求めます。この際、本事業の経費を使用して実施した内容については、公開していただきます（公開する情報の範囲については経済産業省及び事務局と調整し決定いたします）。
- (10). 補助金経費の計上方法は「補助事業事務処理マニュアル」に基づき実施してください。
- (11). 「補助事業事務処理マニュアル」に基づき経費処理できない項目については採択企業負担となりますので、ご了承ください。
- (12). 本調査で取得した設備は当該事業のみに使用しなければなりません。自主事業等当該以外の目的に使用しないよう、事前に調査設計をお願いいたします。

13. お問い合わせ先

本募集に関するお問い合わせは、J-グランツにてお願いいたします。

運営事務局 EY 新日本有限責任監査法人 AfDX事務局 (meti.afdx@jp.ey.com)

(本事業は、経済産業省から EY 新日本有限責任監査法人が受託し、運営しています。)

以上